

合理的配慮の提供事例報告書【中学校】

事例の概要

先天性の視神経萎縮により細かい文字や図、色の薄い線などが見えにくい。板書を書き写す際に全体がとらえにくかったり、文の見落としがあったりするなど、行動が遅れがちになる。また、物事の優先順位を考えて行動することが苦手である。

小学校の時から書見台や拡大鏡を使用しており、中学でも使用したいと保護者から申し出を受けた。また、小学校の担任からは拡大教科書を申請しては、と引継を受けた。

職員会議においてこれらの情報を共有し、書見台や拡大鏡の使用、および教室での座席の位置を最前列で黒板に向かって左側になるように配慮すること等の共通理解を図った。

拡大教科書については本人、保護者とも相談し、当初3教科を申請したが、1年次の途中から1教科を増やし、さらに2年次からは2教科増やし合計6教科で使用している。

また、町が実施する県立視覚特別支援学校のセンター的機能充実事業による教育相談に参加したり、学校では週1回の巡回による通級指導において、専門的な知識を持った指導員による視機能トレーニングをしている。

1 対象生徒の障害種

視覚障害

2 障害の程度

非該当(視覚障害)

※学校教育法施行令22条の3に該当か非該当か

3 在籍状況

中学校・通級による指導

4 学年

中3

5 対象生徒の実態

先天性の視神経萎縮。細かい文字や図、色の薄い線などが見えにくく、行動が遅れがちになる。また、板書を書き写す際、全体がとらえにくかったり、文の見落としがあったりすることに加え、物事の優先順位を考えて行動することができにくい。

教室での座席を黒板に向かって左側前列になるように配慮し、1年次には必要に応じて書見台や拡大鏡を使用していたが、現在はほとんど使用していない。また、一部の教科で拡大教科書を使用している。

進路については、地元の普通科高校への進学を希望している。

6 対象生徒についての合意形成に至るまでの経緯

(1 誰からの申し出か 2 申し出の内容 3 連携、調整した関係機関 4 合意形成に至った結論)

小学校の時から書見台や拡大鏡を使用しており、保護者から中学校でも使用したいとの申し入れがあった。拡大教科書については、小学校の時の担任からの申し入れがあった。

職員会議において情報を共有し、書見台や拡大鏡の使用、および教室での座席の位置について、全ての教科で配慮するよう共通理解を図った。

拡大教科書については、保護者、本人とも相談し、3教科において拡大教科書を使用することを決定した。

7 基礎的環境整備の視点と概要

基礎④ 教材の確保

A町では、必要な児童生徒には、音声教材や教科書に対応した拡大教科書の提供ができるようにしている。

基礎② 専門性のある指導体制の確保

A町では、県立視覚特別支援学校のセンター的機能充実事業による、見えにくさのある幼児・児童・生徒ならびにその保護者、関係者を対象に、視覚に関する生活や学習についての相談、教材や補助具についての紹介、指導に関するアドバイス等を行っている。

8 合理的配慮の観点と概要

合理①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

1年次当初、3教科で拡大教科書を使用していたが、他教科でも必要との保護者からの申し出を受け、1年生の途中から1教科追加した。さらに2年生からは2教科で拡大教科書を追加し、合計6教科において拡大教科書を使用している。

合理②-1 専門性のある指導体制の整備

週1回の巡回による通級指導において、専門的な知識を持った学校生活支援教員による視機能トレーニングを取り入れている。

9 成果と課題

通常では一冊分の教科書を複数冊に分けて編集してある拡大教科書は、通常の教科書とページが異なったり、本文と図表などの配置がページをまたがったりするなどがあるため、指導する側が事前に確認しておくことが望ましい。しかし、教科書の配布が本人のみであるため確認に難があり、指導者も本人も使いづらいことが多々ある。また、一般の教科書よりも重く、通学が大変である。